

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

条例	ページ
◎高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例	3
◎高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例	3
◎高知県地域自殺対策緊急強化基金条例	4
◎高知県森林整備加速化・林業再生基金条例	4
◎高知県税条例の一部を改正する条例	4
◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	5
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	6
◎高知県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を 改正する条例	6
◎高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例	6
◎高知県流域下水道条例の一部を改正する条例	6
◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正 する条例	7

## 公布された条例のあらまし

## ◆高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（高知県条例第45号）

## 1 条例制定の目的

この条例は、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所等の小規模福祉施設の基盤整備の促進等を図るため、高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

## 2 主要な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金として交付を受けた額とすること。（第2条第1項）
- (2) 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとすること。（第2条第2項）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）
- (4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。（第4条）
- (5) この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うものとし、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付すること。（附則第2項）

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◆高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（高知県条例第46号）

## 1 条例制定の目的

この条例は、介護職員の処遇改善等を図るため、高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

## 2 主要な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、介護職員処遇改善等臨時特例交付金として交付を受けた額とすること。（第2条第1項）
- (2) 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとすること。（第2条第2項）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）
- (4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。（第4条）
- (5) この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うものとし、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付すること。（附則第2項）

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

## ◆高知県地域自殺対策緊急強化基金条例（高知県条例第47号）

## 1 条例制定の目的

この条例は、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、地域における自殺対策の緊急強化を図るため、高知県地域自殺対策緊急強化基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

## 2 主要な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、地域自殺対策緊急強化交付金として交付を受けた額とすること。(第2条第1項)
- (2) 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとすること。(第2条第2項)
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。(第3条)
- (4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。(第4条)
- (5) この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うものとし、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付すること。(附則第2項)

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◆高知県森林整備加速化・林業再生基金条例（高知県条例第48号）

#### 1 条例制定の目的

この条例は、間伐等の森林整備の一層の推進及び間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図るため、高知県森林整備加速化・林業再生基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

#### 2 主要な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。(第2条第1項)
- (2) 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとすること。(第2条第2項)
- (3) 基金の経理は、国から交付を受けた森林整備加速化・林業再生事業費補助金により造成した部分と地域活性化・経済危機対策臨時交付金により造成した部分とを区別して行うものとすること。(第3条)
- (4) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。(第4条)
- (5) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。(第5条)
- (6) この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うものとし、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、(3)の森林整備加速化・林業再生事業費補助金により造成した部分に係るものと地域活性化・経済危機対策臨時交付金により造成した部分に係るものとのそれぞれを国庫に納付することとする。(附則第2項)

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第49号）

#### 1 条例改正の目的

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、個人の県民税について必要な改正をすることとした。

#### 2 主要な内容

- (1) 平成22年度以後の年度分の個人の県民税について、県民税の納稅通知書が送達さ

れた後に道府県民税住宅借入金等特別控除申告書が提出された場合であっても、当該納稅通知書が送達される時までに道府県民税住宅借入金等特別控除申告書が提出されなかったことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認めるときは、住宅借入金等特別税額控除の適用がある特例を廃止すること。（改正後の付則第9条第3項）

- (2) 個人の県民税の所得割の納稅義務者が住宅の取得等をして平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額から前年分の所得税の額（住宅借入金等特別税額控除等の税額控除の適用があった場合には、その適用がなかったものとして計算した額）を控除した金額につき、その5分の2に相当する金額（所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円）を限度とする。）を所得割の額から控除すること。（改正後の付則第9条の2）
- (3) その他所要の規定の整備を行うこと。

## 3 施行期日

この条例中2の(2)及び(3)は平成22年1月1日から、2の(1)は同年4月1日から施行することとした。

### ◆過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第50号）

#### 1 条例改正の目的

この条例は、関西文化学術研究都市建設促進法第11条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令（平成21年総務省令第40号）の施行により過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）及び半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）が一部改正されたことを考慮し、過疎地域における県税の課税免除措置及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税措置の適用要件としての製造事業用設備等の新增設をし、及び当該製造事業用設備等を製造の事業等の用に供する期限の延長をすることとした。

## 2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定の一部は、平成21年4月1日から適用することとした。

### ◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第51号）

#### 1 条例改正の目的

この条例は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律等の一部を改正する法律（平成21年法律第20号）の施行による歯科技工士法（昭和30年法律第168号）の一部改正により歯科技工士試験の名称が改められることに伴い、手数料の名称等について必要な改正をすることとした。

## 2 施行期日

この条例は、平成21年9月1日から施行することとした。

### ◆高知県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第52号）

#### 1 条例改正の目的

この条例は、障害者自立支援対策臨時特例交付金が追加して交付されること等に伴い、基金の設置目的として福祉及び介護の分野の人材の待遇改善を図ることを加えることとした。

- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◆高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第53号）
- 1 条例改正の目的  
この条例は、子育て支援対策臨時特例交付金が追加して交付されること等に伴い、基金を充てることができる事業を拡充するとともに、基金の設置期間を4年間延長することとした。
  - 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◆高知県流域下水道条例の一部を改正する条例（高知県条例第54号）
- 1 条例改正の目的  
この条例は、浦戸湾東部流域下水道の管理を直営とし、その業務の一部について包括的民間委託を導入したことに伴い、財団法人高知県下水道公社への管理の委託に係る規定を削除することとした。
  - 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◆高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第55号）
- 1 条例改正の目的  
この条例は、警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令（平成21年政令第79号）の施行による警察法施行令（昭和29年政令第151号）の一部改正により、同令に規定されている道府県警察本部の内部組織の基準が一部改正されたことを考慮し、警務部の所掌事務に被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する加えることとした。
  - 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県条例第45号

#### 高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例

（設置）

**第1条** 小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所等の小規模福祉施設の基盤整備の促進等を図るため、高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。  
(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金として交付を受けた額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。  
(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。  
(処分)

**第4条** 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。  
(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。  
(この条例の失効等)

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

高知県介護職員待遇改善等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県条例第46号

#### 高知県介護職員待遇改善等臨時特例基金条例

（設置）

**第1条** 介護職員の待遇改善等を図るため、高知県介護職員待遇改善等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。  
(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、介護職員待遇改善等臨時特例交付金として交付を受けた額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

**第4条** 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

**第5条** この条例に定めるものほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

~~~~~  
高知県地域自殺対策緊急強化基金条例をここに公布する。

平成21年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第47号****高知県地域自殺対策緊急強化基金条例**

(設置)

**第1条** 現下の厳しい経済情勢を踏まえ、地域における自殺対策の緊急強化を図るため、高知県地域自殺対策緊急強化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、地域自殺対策緊急強化交付金として交付を受けた額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

**第4条** 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

**第5条** この条例に定めるものほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

~~~~~  
高知県森林整備加速化・林業再生基金条例をここに公布する。

平成21年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第48号****高知県森林整備加速化・林業再生基金条例**

(設置)

**第1条** 間伐等の森林整備の一層の推進及び間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図るため、高知県森林整備加速化・林業再生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。

(経理)

**第3条** 基金の経理は、国から交付を受けた森林整備加速化・林業再生事業費補助金により造成した部分（当該部分の運用から生ずる収益を含む。）と地域活性化・経済危機対策臨時交付金により造成した部分（当該部分の運用から生ずる収益を含む。）とを区別して行うものとする。

(管理)

**第4条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

**第5条** 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

**第6条** この条例に定めるものほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、第3条の森林整備加速化・林業再生事業費補助金により造成した部分に係るものと同条の地域活性化・経済危機対策臨時交付金により造成した部分に係るものとのそれぞれを国庫に納付するものとする。

~~~~~  
高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第49号****高知県税条例の一部を改正する条例**

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第36条第4項中「法第45条の3第1項の」を「第40条の3第2項に規定する」に、「規

則」を「法第32条第13項に規定する総務省令」に改め、同条第6項中「法第45条の3第1項の」を「第40条の3第2項に規定する」に、「規則」を「法第32条第15項に規定する総務省令」に改める。

第67条第1項及び第2項中「第7条に定める」を「第14号の2様式の」に改め、同条第4項中「所得税法第2条第1項第37号の」を「第40条の3第2項に規定する」に、「申告書」を「の規定による申告書」に、「定める」を「規定する」に、「及び第2項の規定による申告書が提出された」を「若しくは第2項又は法第72条の55第3項の規定による申告がされた」に改め、同条第5項中「附記された」を「付記された」に、「同条第1項から第3項まで」を「第1項若しくは第2項又は法第72条の55第3項」に改め、同条第6項中「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第129条第3項中「同項第1号又は第2号」を「第1項第1号、第2号又は第9号」に、「事項、同項第8号又は第9号」を「事項、同項第8号」に、「おいて、同項第3号又は第4号」を「おいて、第1項第3号から第7号まで」に、「規則」を「減免を必要とする理由を証明する書類を添付するとともに、規則」に改める。

付則第9条を削る。

付則第9条の2の見出しを削り、同条第1項中「居住年」を「居住年(次条第1項において「居住年」という。)」に改め、同条第2項中「付則第9条の2第1項」を「付則第9条第1項」に改め、同条第3項中「施行規則」を「法附則第5条の4第3項に規定する総務省令」に、「同項」を「第1項」に改め、「(県民税の納税通知書が送達された後に道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。)」を削り、同条を付則第9条とし、同条の前に見出として「(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

**第9条の2** 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないとときは、法附則第5条の4の2第1項に規定する控除額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第38条及び第39条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第40条の3第2項に規定する確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から法第45条の2第1項に規定する給与の支払を受けている者

であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第39条の3及び第39条の4の規定の適用については、第39条の3中「前3条」とあるのは「前3条及び付則第9条の2第1項」と、第39条の4中「前条まで」とあるのは「前条まで及び付則第9条の2第1項」とする。付則第30条の2第2項第3号中「付則第7条第1項及び」を「付則第7条第1項、付則第9条第1項及び」に改め、同条第4項中「法第45条の3第1項の」を「第40条の3第2項に規定する」に改め、同条第5項第3号中「付則第7条第1項及び」を「付則第7条第1項、付則第9条第1項及び」に改め、同条第6項中「法第45条の3第1項の」を「第40条の3第2項に規定する」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、付則第9条の2第3項の改正規定(「(県民税の納税通知書が送達された後に道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。)」を削る部分に限る。)及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知県税条例付則第9条第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成21年度分までの個人の県民税に係る同項に規定する道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第50号

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

(過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

**第1条** 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例(昭和45年高知県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項第3号中「製造事業用設備」を「新設又は増設をした製造事業用設備」に、「超えるもの」を「超える者」に改め、同条第2項第3号中「工業等用設備」を「新設又は増設をした工業等用設備」に、「超えるもの」を「超える者」に改め、同項第4号中「道路貨物運送業」を「新設又は増設をした工業等用設備のうち道路貨物運送業」に、「設備にあっては」を「設備において」に、「超えるもの」を「超える者」に改める。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

**第2条** 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年高知県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「電気供給及びガス供給の事業に係る設備を除く」を「ガスの製造又

は発電に係る設備を含む」に改める。

第3条第1号中「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に、「供したもの」を「供した者」に改め、同条第2号中「提出するもの」を「提出する者」に改め、同条第3号中「製造事業用設備等」を「新設又は増設をした製造事業用設備等」に、「超えるもの」を「超える者」に改める。

第4条第1項第1号中「次の」を削り、「税率は」を「税率にあっては」に改め、同号ア中「当該固定資産」を「、当該固定資産」に改め、同項第2号中「税率は」を「税率にあっては」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例第3条第1項第1号の規定及び第2条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例第3条第1号の規定は、平成21年4月1日から適用する。

~~~~~  
高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第51号

##### 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「歯科技工士試験の」を「歯科技工士国家試験の」に、「歯科技工士試験手数料」を「歯科技工士国家試験手数料」に改め、同条第2項中「歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条及び歯科技工法改正法附則第2条第1項」を「歯科技工法改正法附則第2条第1項及び歯科技工法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）第10条」に、「歯科技工士試験合格証明書の」を「歯科技工士国家試験合格証明書の」に、「歯科技工士試験合格証明書交付手数料」を「歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成21年9月1日から施行する。

~~~~~  
高知県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第52号

##### 高知県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

高知県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年高知県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「緊急的な人材確保」を「人材の緊急的な確保及び待遇改善」に改める。

第3条中「とそれ以外の部分とを」を「、地域活性化・経済危機対策臨時交付金により造成した部分（当該部分の運用から生ずる収益を含む。）及びこれら以外の部分をそれぞれ」に改める。

附則第2項中「障害者自立支援対策臨時特例交付金」を「障害者自立支援対策臨時特例交付金により造成した部分に係るもの及び同条の地域活性化・経済危機対策臨時交付金」

に、「計上して、」を「計上して、当該障害者自立支援対策臨時特例交付金により造成した部分に係るものと当該地域活性化・経済危機対策臨時交付金により造成した部分に係るものとのそれを」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第53号

##### 高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例

高知県安心こども基金条例（平成21年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保育所、認定こども園等の整備、保育の質の向上のための研修等の事業を行うことにより」を「保育サービス等の充実、すべての家庭を対象とする地域における子育て支援の充実、ひとり親家庭、社会的養護等への支援の拡充等により、」に改める。

第2条第1項中「子育て支援対策臨時特例交付金として交付を受けた」を「一般会計歳入歳出予算で定める」に改める。

第5条を第6条とする。

第4条中「第1条の」を「第1条の目的を達成するため行う」に改め、同条に次のただし書きを加え、同条を第5条とする。

ただし、基金の一部を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するときは、この限りでない。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（経理）

**第3条** 基金の経理は、国から交付を受けた子育て支援対策臨時特例交付金により造成した部分（当該部分の運用から生ずる収益を含む。）と地域活性化・経済危機対策臨時交付金により造成した部分（当該部分の運用から生ずる収益を含む。）とを区別して行うものとする。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第54号

##### 高知県流域下水道条例の一部を改正する条例

高知県流域下水道条例（平成2年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第55号**

**高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例**

高知県警察の設置及び定員に関する条例(昭和29年高知県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第24号を同条第25号とし、同条第23号の次に次の1号を加える。

(24) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。